

大分県融資制度のご案内

地域産業振興資金

(新エネルギー施設等導入融資)

～省エネルギー型の設備を導入する事業者向け事業用資金～

エネルギー効率・生産効率が向上する省エネルギー型の設備を導入することで原油・物価高騰対策に取り組む中小企業・小規模事業者向けに、融資制度を拡充しました



1 融資条件

ご利用いただける方	以下のいずれかに該当する県内の中小企業者・小規模事業者 (1)太陽光発電、風力発電等、別表2に掲げる新エネルギー施設を導入する者 (2)ヒートポンプ方式熱源装置、排熱ボイラー等、別表3に掲げる省エネルギー施設を導入する者 (3)電気事業法第38条第4項に定める自家用工作物のうち常用発電設備を導入する者 <u>(4)生産効率、エネルギー効率、精度等生産性の向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備を導入する者(追加)</u>
資金使途	設備資金
融資限度額	<u>2億8,000万円</u>
融資期間	10年以内(据置1年以内)
融資利率	<u>年1.5%(5年以内)</u> / 年1.8%(7年以内) / 年2.0%(10年以内)
保証料率	0.15%(県補助後)
担保等	・原則として法人代表者を除いて、保証人は徴求しません ・担保については必要に応じて徴求します

2 お申込先(ご融資は各金融機関から行います)

大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、西日本シティ銀行、北九州銀行

3 資金に関するお問い合わせ先

大分県商工観光労働部 経営創造・金融課
大分市大手町3丁目1番1号
TEL (097) 506-3226